

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法			法令番号	昭和62年法律第30号		
手続名	喀痰吸引等業務の登録			根拠条項	第48条の3第1項		
審査基準	<p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和61年法律第30号）第48条の3第2項、第48条の4～第48条の5</p> <p>(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第14条の2</p> <p>(3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第26条の2～第26条の3</p>						
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間(閉庁日を 含まない) 標準経由期間 日	目次 No.